

公布された条例のあらまし

○佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 36 号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1 ～別表第 4 関係）

(2) 初任給調整手当について、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する支給月額の限度額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 7 条の 3）

(3) 期末手当の改定

ア 期末手当について、支給割合を 100 分の 125（特定幹部職員にあっては、100 分の 105）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 17 条関係）

イ 期末手当について、支給割合を 100 分の 122.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 102.5）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条関係）

(4) 勤勉手当の改定

ア 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 105（特定幹部職員にあっては、100 分の 125）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

イ 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 102.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 122.5）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

2 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 175 に引き上げることとした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 3 条関係）

(2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 170 に引き下げることとした。（条例第 4 条の規定による改正後の第 3 条関係）

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

特定任期付職員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 5 条の規定による改正後の第 7 条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 期末手当について、支給割合を 100 分の 175 に引き上げることとした。（条例第 5 条の規定による改正後の第 8 条関係）

イ 期末手当について、支給割合を 100 分の 170 に引き下げることとした。（条例第 6 条の規定による改正後の第 8 条関係）

4 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

第 1 号及び第 2 号任期付研究員に適用する給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 7 条の規定による改正後の第 5 条関係）

(2) 期末手当の改定

ア 期末手当について、支給割合を 100 分の 175 に引き上げることとした。（条例第 7 条の規定による改正後の第 6 条関係）

イ 期末手当について、支給割合を 100 分の 170 に引き下げることとした。（条例第 8 条の規定による改正後の第 6 条関係）

5 佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正関係

期末手当について、支給割合を 100 分の 130 に引き上げることとした。（条例第 9 条の規定による改正後の第 2 条関係）

6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (3)イ、1 (4)イ、2 (2)、3 (2)イ及び 4 (2)イは令和 6 年 4 月 1 日から施行し、1 (1)、1 (2)、3 (1)及び 4 (1)は令和 5 年 4 月 1 日から、1 (3)ア、1 (4)ア、2 (1)、3 (2)ア、4 (2)ア及び 5 は令和 5 年 12 月 1 日から適用することとした。

○佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第 37 号）

1 会計年度任用職員に対して、勤勉手当を支給することとした。（第 2 条及び第 3 条関係）

2 会計年度任用職員に対する期末手当及び勤勉手当の額及び支給対象は、一般職の職員の例によることとした。（第 2 条及び第 3 条関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとした。

5 佐賀県現業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び佐賀県の地方公営企業に勤務する職員の給与の種類及び基準に関する条例について、所要の改正を行うこととした。（附則第 2 条及び第 3 条関係）

○佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 38 号）

1 高圧ガス保安法の改正に伴い、県が行う液化石油ガスの貯蔵施設等の完成検査に係る手数料の内容を見直すこととした。（別表第 1 関係）

2 この条例は、公布の日又は高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 74 号）の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。

○佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第 39 号）

1 給料表の改定

全ての給料表の給料月額を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1 ～別表第 4 関係）

2 期末手当の改定

(1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 125（特定幹部職員にあっては、100 分の 105）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 20 条関係）

(2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 122.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 102.5）に引き下げること等とした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 20 条関係）

3 勤勉手当の改定

(1) 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 105（特定幹部職員にあっては、100 分の 125）に引き上げること等とした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 21 条関係）

(2) 勤勉手当について、支給割合を 100 分の 102.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 122.5）に引き下げること等とした。（条例第 2

条の規定による改正後の第 21 条関係)

- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 (2) 及び 3 (2) は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、1 は令和 5 年 4 月 1 日から、2 (1) 及び 3 (1) は令和 5 年 12 月 1 日から適用することとした。

○佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例 (条例第 40 号)

1 期末手当の改定

- (1) 期末手当について、支給割合を 100 分の 175 に引き上げることとした。(条例第 1 条の規定による改正後の第 3 条関係)
 - (2) 期末手当について、支給割合を 100 分の 170 に引き下げることとした。(条例第 2 条の規定による改正後の第 3 条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1 (2) は令和 6 年 4 月 1 日から施行し、1 (1) は令和 5 年 12 月 1 日から適用することとした。